

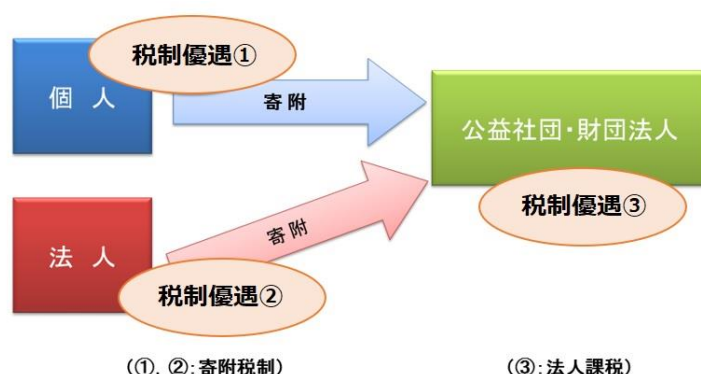
借行社の法人会費について

『借行社の法人会費も寄附金同様に税額控除の対象となっています。』

公益法人をめぐる寄附税制と法人課税

「民による公益の増進」を図るため、公益法人には各種の税制上の優遇措置が設けられています。

これらは、大きく分けると「公益法人に対する寄付についての税制」（寄附税制）と「公益法人が行う事業についての税制」（法人課税）の2つに分けられます。

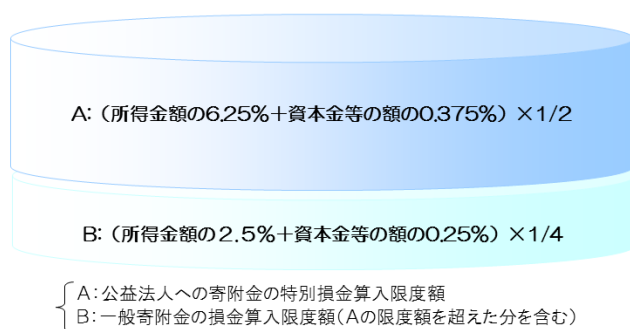


<公益法人が行う事業についての税制>

公益に寄与する法人の活動を支えるため、**公益法人が行う事業についての税制上の優遇措置**が設けられています。

② 公益法人に寄附をした法人に対する税制優遇

★**法人税** 法人税について、法人が支出する寄附金は、その法人の資本金等の額、所得の金額に応じた一定の限度額までが損金に算入されます。
このとき、公益法人に対する寄附については、一般寄附金の損金算入限度額とは別に、別枠の損金算入限度額が設けられています。



【**根拠条文：法人税法第37条**】